

# こども誰でも通園制度の実施に向けて

---

<事項>

- 1 こども誰でも通園制度について
- 2 事業の実施イメージと必要となる条規整備
- 3 事業計画（案）
- 4 参考資料

## こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

- 全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。（こども未来戦略に基づき新たに創設）
- 現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。

## こども誰でも通園制度

**対象者**

- ・保育所等に通っていない

**0歳6ヶ月～満3歳未満が対象**

**利用方法**

- ・月 10 時間の枠内で

**時間単位で柔軟に利用可能**



**こどものつとて**

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます
- ・子どもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます
- ・年齢の近い子どもの間わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします

**保護者にとって**

- ・地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、子どもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります

## こども家庭庁（こども誰でも通園制度の本格実施に向けた三重県行政説明会 R7.8.22）

- 令和8年4月1日から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（こども誰でも通園制度）として全国の自治体で実施される。
- 各自治体は、量の見込みと確保方策を検討し、令和8年4月1日に通園を希望する人が、通園できるよう準備すること。

## 2 事業実施のイメージと必要となる条規整備について

### <事業実施イメージ>

ステップ1	申請・認可・確認	・①、② 市が認可、確認した事業者が通園制度を実施する
ステップ2	利用者の認定	・④、⑤利用者が、市に申請、市が利用認定する
ステップ3	こども誰でも通園制度の利用	・⑥、⑦、⑧利用者が、事業者と面談、予約、利用料を支払う
ステップ4	給付費の支払	・⑨、⑩事業者が、市に実績を報告、市が、事業者に給付する

### <条規整備>

\*12月定例議会 (認可・確認に係る条例制定)

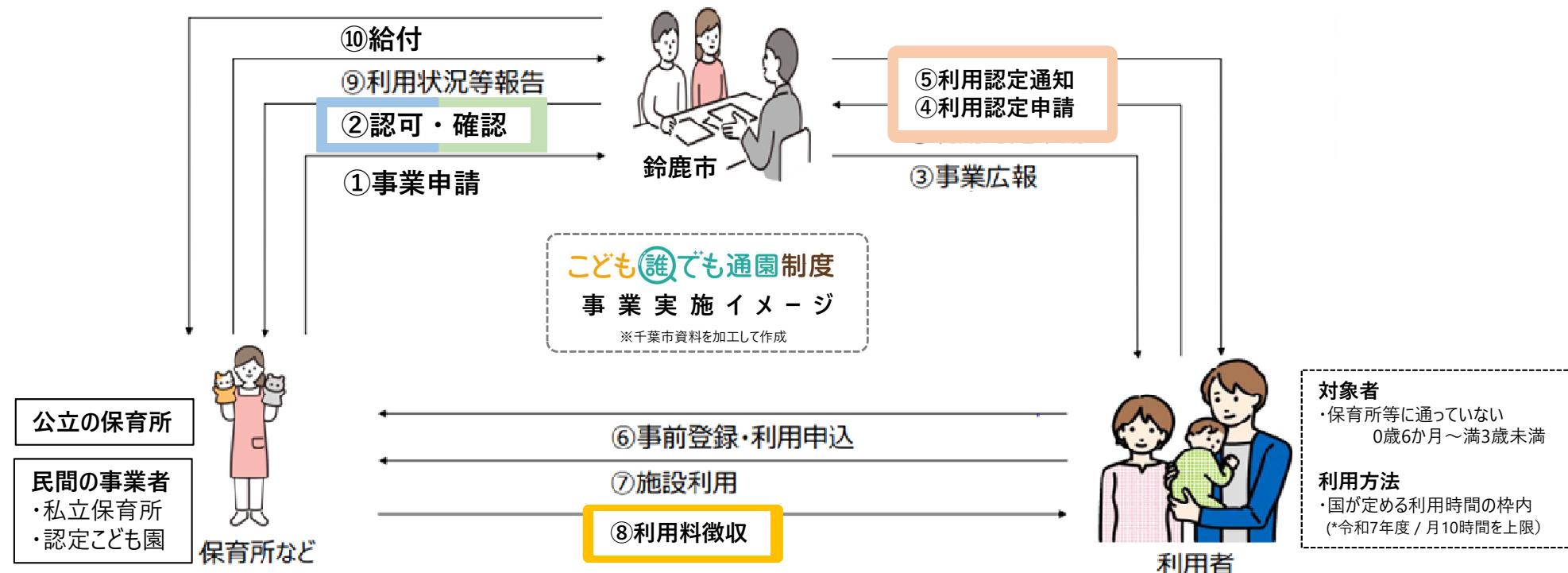
\*議決日まで (認定に係る規則の制定)

※国が示す基準が発出されたら速やかに

\*2月定例議会

(実施施設、利用料等に係る条例改正)

\*令和8年4月1日 こども誰でも通園制度



### 3 こども誰でも通園制度の事業計画（案）

項目	国	鈴鹿市	
対象となるこども	・保育所、認定こども園等に通っていない0歳6か月以上満3歳未満	・国と同様の取り扱い	
利用可能時間	*令和7年度（参考） こども一人当たり月10時間を上限	・国と同様の取り扱い	
事業実施場所	・乳児等通園支援事業の許可を受けた 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等	・国と同様の取り扱い	
利用方式	・定期利用、柔軟利用、定期・柔軟の組み合わせ等の選択制	・国の定める基準を踏まえて事業者が決定	
実施方式	・一般型事業又は余裕活用型事業	・国の定める基準を踏まえて事業者が決定	
設備基準	・設備運営基準第21条又は第25条に定める基準に基づき、各市町村で定める条例を遵守する	・国の定める基準に基づき条例を制定	
人員配置基準	・設備運営基準第22条又は第25条に定める基準に基づき、各市町村で定める条例を遵守する	・国の定める基準に基づき条例を制定	
給付 (単価及び加算)	*令和7年度（参考） 単価（こども一人1時間当たり） ・0歳児 1,300円 ・1歳児 1,100円 ・2歳児 900円	加算（こども一人1時間当たり） ・障がい児 400円 ・医療的ケア児 2,400円 ・要支援家庭のこども 400円	・国が公布する公定価格による  ※予算審議後、12月末に提示
保護者負担	*令和7年度（参考） こども1人1時間当たり300円程度を標準とし、各事業所で設定できる		・国が示す基準に準じる
利用料の減免	*令和7年度（参考:こども1人当たり1時間） ・生活保護世帯 300円 ・市民税非課税 240円 ・市民税77,101円未満 210円 ・要支援児童及び要保護児童のいる世帯 150円		・国が示す基準に準じる

## 参考① 12月議会で提案する条例の概要と乳児等通園支援事業の認可及び確認に係る必要書類等のイメージ

参照条文：児童福祉法第34条の15  
児童福祉法第36条の36第1項及び第2項

### 鈴鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

「子ども誰でも通園制度」に係る事業（乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への援助）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員より提供され、利用している乳児又は幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保証するものとなるよう設備及び運営の基準に関し必要な事項を規定するもの。

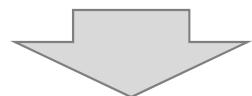
- ア 乳児等通園支援事業者の一般原則
- イ 安全計画の策定
- ウ 乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件
- エ 衛生管理等
- オ 食事
- カ 乳児等通園支援事業の区分
- キ 設備の基準

参照条文：子ども子育て支援法第54条の2第2項

### 鈴鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

「子ども誰でも通園制度」に係る事業を行う事業者が、子どもや保護者の立場に立って、適切に配慮された内容及び水準の通園支援が提供され、全ての子どもが健やかに成長するための適切な環境が確保されるよう、運営に関する基準に関し必要な事項を規定するもの。

- ア 特定乳児等通園支援事業者の一般原則
- イ 利用定員に関する基準
- ウ 運営に関する基準
- エ 特定乳児等通園支援費用基準額の法定代理受領
- オ 保護者から受け取ることができる費用
- カ 緊急時の対応
- キ 事故発生の防止及び発生時の対応



- | 必要書類                       |   |
|----------------------------|---|
| こども家庭庁（10/10）<br>参考資料4から抜粋 | <ul style="list-style-type: none"><li>・乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書</li><li>・乳児等通園事業実施計画書（一般型 又は 余裕活用型）</li><li>・乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項</li><li>・誓約書、運営規程、法人全部事項証明書、収支予算書、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産の明細書等</li></ul> |

## 認可及び確認の事務において想定される事務フロー

